

諮問庁：国立大学法人筑波大学

諮問日：平成28年4月18日（平成28年（独情）諮問第38号）

答申日：平成28年7月27日（平成28年度（独情）答申第21号）

事件名：兼業依頼状及び兼業届出書（平成25年度～平成27年度）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「兼業依頼状及び兼業届出書（平成25年度～平成27年度）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，異議申立人が開示すべきとする部分のうち，別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年12月25日付け筑大法訟務第15-124号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 筑波大学WebサイトTRIOS「研究者総覧」（以下「研究者総覧」という。）に掲載された兼業と同等の開示を求める。

平成28年1月22日，開示内容2種類の違いの理由を問い合わせたところ，法人文書開示担当者の口頭回答は「研究者総覧に掲載しているものは，開示した。」であった。しかし，下記のように，筑波大学教員の兼業は公的機関や医療機関Webサイトで公告・広告・宣伝されており，研究者総覧掲載の有無に関わらず同等に開示すべきである。

（本答申では例示部分は省略）

国立研究開発法人産業技術総合研究所（産業医）などの公的機関での兼業は，税金を原資とする給与の二重支給であり，開示すべきである。

イ 研究者総覧に掲載された「著書」・「会議等発表」・「一般講

演」・「その他活動」においても、対価（報酬）を得ていれば兼業である。よって、これらについても開示を求める。

（本答申では例示部分は省略）

（２）意見書

ア 諮問庁（筑波大学）が理由説明書で主張する内容は、「法人文書開示決定通知書」（筑大法訟務第１５－１２４号，平成２７年１２月２５日）での不開示理由を繰り返しているだけでなく，異議申立理由への反論となっていない。

イ 繰り返すが，研究者総覧への掲載などの有無に関わらず，諮問庁を含む公的機関や医療機関のWEBサイトに掲載されているもの（公告・広告・宣伝されているもの）は全て開示されるべきである。

ウ 諮問庁が開示を拒む対応は，諮問庁の兼業規程違反（無届の兼業）を隠ぺいしようとしていると思料せざるをえない。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 本件法人文書について

兼業者が筑波大学医学医療系所属の者で，かつ職務内容もしくは兼業先が次のもの（（１）病院医師，（２）産業医，（３）地方労災医員，（４）茨城労働局，（５）茨城県諸機関，（６）茨城いのちの電話，（７）東京都庁，（８）労働者健康福祉機構（出先機関を含む），（９）産業技術総合研究所，（１０）高エネルギー加速器研究機構，（１１）日本原子力研究開発機構，（１２）製薬会社，（１３）神奈川県学校保健研究会，（１４）日本予防医学会）にかかるとする，兼業依頼状及び兼業届出書（平成２５年度～平成２７年度分）一式

２ 不開示とした理由（不服申立てに係る部分）

（１）上記兼業依頼状記載の差出人である機関名及び代表者（等）名，「兼業従事職員（者）の所属・職名・氏名」欄の専攻科等及び氏名（個人番号），「依頼する職名とその内容」欄，「従事期間」欄の一部（職務内容が記載されている部分），「勤務態様」欄の一部（職務内容が記載されている部分），「勤務場所」欄，「回答文書送付先」欄の送付先

これらは当該兼業従事職員の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから，法５条１号の規定に基づき不開示とします。

（２）上記兼業依頼状記載の「※兼業従業者記載欄」の宛名（兼業先名記載部分：平成２６年度４９１ページのみ）

当該兼業従事職員の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから，法５条１号の規定に基づき不開示とします。

（３）上記兼業届出書記載の（届出者）欄にある教員氏名及びその私印，

「1. 所属」欄の教員の専攻科等，「3. 氏名（ふりがな）」欄，「4. 兼業先」欄の「名称」欄，「事業内容」欄，「所在地」欄，「職名」欄，「職務内容」欄

これらは当該兼業従事職員の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから，法5条1号の規定に基づき不開示とします。

3 異議申立人が主張する「異議を申し立てる趣旨と理由」に対する補足説明

異議申立人は，筑波大学教員の兼業は公的機関や医療機関Webサイトで公告・広告・宣伝されており，研究者総覧掲載の有無に関わらず同等に開示すべきである，と主張する。この点，前述の通り，筑波大学教員の兼業に関する上記2（1）～（3）の情報は，当該兼業従事職員の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに当たるため，法5条1号の不開示情報に該当し，かつ同号ただし書口ハのいずれにも該当しないものであることから，原則不開示となる。

よって，これらは研究者総覧に掲載もしくは筑波大学よりプレスリリースされる等，筑波大学において慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報として，法5条1号ただし書イの除外事由に該当しない限り，不開示とすることが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年4月18日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月9日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ | 同月11日 | 審議 |
| ⑤ | 同年7月11日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，筑波大学医学医療系に所属する教員の特定の職務内容又は兼業先に係る兼業依頼状及び兼業届出書（平成25年度～平成27年度分）一式であり，処分庁は，その一部を法5条1号，2号イ及び4号トに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は，不開示とされた部分のうち，研究者総覧に掲載されていない兼業については法5条1号に該当するとして不開示とされている部分（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして，原処分の取消しを求めているが，諮問庁は，原処分は妥当であるとしていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件不開示部分の不開示

情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、いずれも、兼業に従事した筑波大学教員の氏名等の記載とあいまって、各文書の全体が一体として、各教員に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。
- (2) 教員が学外業務を行っているという事実の存在は必ずしも当該業務について兼業依頼状及び兼業届出書が存在することを意味するものではないが、諮問庁の説明（上記第3の3）からは、兼業依頼状及び兼業届出書に記載された内容が「研究者総覧に掲載もしくは筑波大学よりプレスリリースされる等」が行われた情報に当たる場合は、筑波大学においては当該情報を慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると判断しているものと解される。
- (3) 当審査会において筑波大学附属病院のウェブサイトを確認すると、特定診療科に所属する職員を紹介した部分に、本件不開示部分に含まれている特定教員の兼業先における業務が記載されていることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記部分は、原処分の時点でも同様の記載となっていたとのことであり、このような情報については「筑波大学よりプレスリリースされる等」が行われた情報として取り扱うべきものであって、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するというべきである。したがって、当該情報に対応する本件不開示部分については、法5条1号ただし書イに該当し、同号に規定する不開示情報には該当しないので、開示すべきである。
- (4) また、筑波大学附属病院のウェブサイトのうち当審査会において確認を行った特定診療科以外の診療科についても上記（3）と同様の状況にあるものが存在するとともに、研究科等のウェブサイト等で同様の公表等が行われていた可能性も否定し難いことから、諮問庁において確認を行い、本件不開示部分に含まれる同様の部分については、開示すべきである。
- (5) 上記（3）及び（4）において開示すべきと判断した部分（別紙に掲げる部分）を除く本件不開示部分については、法5条1号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は認められない。

また、法6条2項による部分開示の検討を行うと、氏名、所属、職名等に係る本件不開示部分は特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、同項による部分開示の余地はない。さらに、その余の本件不開示部分については、これを公にすると、大学の関係者等一定の範囲の者には個人の特定や推測が可能となる可能性は

否定し難く、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、別紙に掲げる部分を除く本件不開示部分については、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び4号トに該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は同条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は同号に該当しないと認められるので、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（本件不開示部分のうち開示すべき部分）

筑波大学附属病院，研究科等のウェブサイト等において，当該組織に所属する教員が紹介されている部分に，原処分の時点で当該教員の兼業先における業務が記載されていた場合における下記の不開示部分

- ① 兼業依頼状記載の差出人である機関名及び代表者（等）名，「兼業従事職員（者）の所属・職名・氏名」欄の専攻科等及び氏名（個人番号），「依頼する職名とその内容」欄，「従事期間」欄の一部（職務内容が記載されている部分），「勤務態様」欄の一部（職務内容が記載されている部分），「勤務場所」欄，「回答文書送付先・担当者連絡先」欄の送付先
- ② 兼業届出書記載の（届出者）欄にある教員氏名及びその私印，「1. 所属」欄の教員の専攻科等，「3. 氏名（ふりがな）」欄，「4. 兼業先」欄の「名称」欄，「事業内容」欄，「所在地」欄，「職名」欄，「職務内容」欄